⑾　障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく一般事業主に係る障害者雇用率（1.8％）以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること。また、常用労働者数が300人以下であって、雇用率未達成の事業主については、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいると、評価委員会において判断される者であること。

なお、常用労働者数が55人以下の事業主については、本要件は適用しない。

⑿　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第９条に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること（特例措置によるものも含む。）。

3　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒380―8572 長野県長野市中御所１―22―１　長野労働局総務部総務課会計第一係　百瀬　弘樹　電話026―223―0550　内線2433

⑵　入札説明会の日時及び場所　平成22年３月23日午後２時　キャリア交流プラザ上田会議室

⑶　入札書の受領期限　平成22年４月22日午後３時

⑷　開札の日時及び場所　平成22年５月31日午前10時　長野労働局会議室

4　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除

⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類として、実施要項に定める企画書等を指定する期日までに提出しなければならない。入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

⑸　契約書作成の要否　要

⑹　落札者の決定方法　本公告に示した競争参加資格を有する者であって、実施要項に定める入札書及び企画書を提出し、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内である入札者の中から、実施要項で定める総合評価の方法をもって落札者を決定する。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価の最も高い者を落札者とすることがある。

⑺　手続きにおける交渉の有無　無

⑻　その他　詳細は入札説明書及び実施要項による。

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年３月11日

支出負担行為担当官

愛知労働局総務部長　金田　弘幸

1　調達内容

⑴　調達件名及び数量

キャリア交流プラザ事業（愛知）に係る業務

⑵　調達件名の仕様等　入札説明書及びキャリア交流プラザ事業民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）による。

⑶　契約期間　平成22年７月１日から平成25年７月31日

⑷　履行場所　愛知県名古屋市中村区名駅南２―14―19住友生命名古屋ビル23階愛知キャリア交流プラザ

⑸　入札方法　入札金額は総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格

⑴　競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第10条各号（第11号を除く。）に該当する者でないこと。

⑵　予算決算及び会計令第71条に規定される次の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後２年を経過していない者でないこと（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）。

イ　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

ロ　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

ハ　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

ニ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

ホ　前各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

⑶　平成22・23・24年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、東海・北陸地域における「役務の提供等」でA、B又はC等級に格付けされている者であること。

⑷　就職支援に関する事業（必ずしも職業紹介事業の実績を要しない。）に係る実績を過去３年以上有する者であること。

⑸　キャリア交流プラザ内において職業紹介を行う場合は、職業安定法第30条第１項に規定する有料職業紹介事業の許可を受けた者であること。

⑹　労働力需給調整に係る法令等の重大な違反がないこと（労働者派遣法第６条第１号及び第２号に該当しないこと。法人にあっては、以上のほか、その役員のうちに同条第１号及び第２号に該当する者がいないこと。）。

⑺　職業安定法若しくは労働者派遣法（第３章第４節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反した日から５年を経過しない者でないこと。

⑻　労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険（平成20年９月30日以前については、政府管掌健康保険）又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納があった場合に、その日から２年を経過しない者でないこと。

⑼　本事業その他の就職支援に関する事業の適正かつ確実な履行が図られなかった者、雇用保険法第62条及び第63条に定める雇用安定事業及び能力開発事業（平成19年４月22日以前については、改正前の雇用保険法第62条から64条に定める雇用安定事業、能力開発事業及び雇用福祉事業）に係る不正を行った者、国、地方公共団体若しくは特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務と密接な関連を有するものによる不利益処分を受けた者等であり、それぞれの処分等の日から３年を経過しない者であって、本事業を実施する者として著しく不適当であると、厚生労働省に設置する評価委員会において判断される者でないこと。

⑽　関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条に規定する「親会社」、「子会社」、「関連会社」及び当該事業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいう。）が⑹から⑼に該当しない等であるために本事業を実施する者として不適当であると、評価委員会において判断される者でないこと。

⑾　障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく一般事業主に係る障害者雇用率（1.8％）以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること。また、常用労働者数が300人以下であって、雇用率未達成の事業主については、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいると、評価委員会において判断される者であること。

なお、常用労働者数が55人以下の事業主については、本要件は適用しない。

⑿　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第９条に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること（特例措置によるものも含む。）。